

JADA 発 24 第 001 号  
2024 年 4 月 4 日

2023-013 事件  
バイアスロン競技  
枋木司 様

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
会長 赤間 高雄



### 同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）5.6.1 項の違反について、下記のとおり決定する。

#### 記

##### 〔決 定〕

- ・ 本規程 5.6.1 項第 1 文の違反が認められる。
- ・ 本規程 5.6.1 項第 4 文に従い、以下に定める大会（以下「本大会等」と総称する。）において得られたすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、本大会等において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。

\* 第 59 回バイアスロン日本選手権大会

（開催期間：2023 年 2 月 25 日～2023 年 3 月 1 日）

\* 第 101 回全日本スキー選手権大会

（開催期間：2022 年 12 月 20 日～2022 年 12 月 23 日）

（開催期間：2023 年 1 月 27 日～2023 年 1 月 31 日）

\* 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会

（開催期間：2023 年 2 月 17 日～2023 年 2 月 20 日）

\* 第 3 回北海道通信社杯・第 35 回サマーバイアスロン日本選手権大会

（開催期間：2023 年 9 月 27 日～2023 年 10 月 1 日）

\* 第 60 回バイアスロン日本選手権大会

（開催期間：2024 年 2 月 24 日～2024 年 2 月 28 日）

\* 第 102 回全日本スキー選手権大会

（開催期間：2024 年 1 月 29 日～2024 年 2 月 2 日）

（開催期間：2024 年 3 月 3 日～2024 年 3 月 7 日）

\* 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会

（開催期間：2024 年 2 月 21 日～2024 年 2 月 24 日）

##### 〔理 由〕

- ・ 本件は、後述するとおり、国際競技連盟及び JADA に対し、競技復帰する 6 ヶ月前に要求さ

れている事前書面通知をせずに本大会等に出場していた事案であるところ、本件の競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している一般社団法人日本バイアスロン連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件の競技者には本規程が適用される。

- ・ 本規程 5.6.1 項は以下のとおり定めている。

JADA の登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及び JADA に対し、6 ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。

WADA は、該当する国際競技連盟及び JADA と協議の上、6 ヶ月前の事前の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。当該決定に対しては、第 13 条に基づき不服申立てを提起することができる。本第 5.6.1 項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。但し、競技者が、これが国際競技大会又は国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかったことを立証することができた場合には、この限りではない。

- ・ 本件の競技者は、2022 年 6 月 15 日に JADA に「引退届」を提出したうえで引退したが、少なくとも JADA に対して 2024 年 3 月 6 日に復帰届を提出してから 6 ヶ月が経過する前に本大会等に出場していた。また、本件においては、世界アンチ・ドーピング機構によって、6 ヶ月前の事前の書面による通知の要件を適用しない旨の対応は行われていない。さらに、本大会等はいずれも国内競技大会であるところ、競技者は、本大会等が国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかったことを立証しなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 5.6.1 項第 1 文の違反が認められ、同項第 4 文に基づき、本大会等において得られた競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、本大会等において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ なお、本件においては、競技者において、本規程 8.3.1 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で、JADA の提案する措置を頭書記載の日付をもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 8.3.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。
- ・ 競技者は、国際レベルの競技者ではない。本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本規程 13.2.3.2 項に定める人は、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 13 号 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上